

指定障害者福祉サービス生活介護「 朋 」

重要事項説明書

生活介護サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所が説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 訪問の家
所 在 地	神奈川県横浜市栄区桂台中 4－7
電 話 番 号	0 4 5－8 9 4－4 6 4 0
代表者氏名	理事長 名里 晴美
設 立 年 月	昭和6 1 年 4 月 1 日

2. 利用施設

事業所の種類	指定障害者福祉サービス生活介護「 朋 」 平成 1 9 年 4 月 1 日指定
事業所の名称	朋
事業所の所在地	神奈川県横浜市栄区桂台中4－7
連 絡 先	TEL 0 4 5 (8 9 4) 6 6 1 1 FAX 0 4 5 (8 9 2) 3 9 0 9
管 理 者	施設長 庄司 七重
サービス管理責任者	支援課長 妹尾 雅史
サービスの実施地域	横浜市栄区、戸塚区、港南区、泉区、瀬谷区、旭区、保土ヶ谷区、緑区、青葉区、都筑区、港北区、鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、磯子区、金沢区
主たる対象者	知的障害者、身体障害者、精神障害者
定 員	3 0 名
開設年月日	昭和 6 1 年 4 月 1 日

3. サービスの目的・運営方針

目 的	障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援するため、事業所通所により健康管理をベースに介護、給食、創作活動、生産活動、社会的活動等を行い、心のリフレッシュを図る。また、利用者の思いに寄り添い、可能な限り利用者ご本人の希望を実現できるための支援を行います。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つきめの細かな生活介護サービスの提供。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施 設

建物	構 造	鉄筋コンクリート2階建て (耐火建築物) (耐震構造)
	敷地面積	2, 233.66㎡
	延べ床面積	1,367.28㎡

(2) 主な設備

設備の種類	部屋数	備 考
食堂	1	64㎡
作業室	5	311㎡
相談室	1	32㎡
浴室	1	40㎡
医務室・静養室	1	35.1㎡
調理室	1	23.2㎡
厨房	1	44㎡
事務室	1	43.5㎡
トイレ	4	64㎡

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

5. サービス提供職員の設置状況（令和8年7月1日）

職 種	員数	常 勤		非常勤		常勤換算	備 考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1	1				1	
サービス管理責任者	1	1				1	
嘱託医	1						
看護師	4	1		3		4	
生活支援員	15	1	6	5	3	19	
歯科衛生士	1		1			0.5	
歯科医師	1						
事務員	1			1		0.7	
運転手	3			2	1	0.6	

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。なお、管理栄養士については、給食委託業者が選任する場合がありますが、事業所との連携を図ることとします。

※ 常勤換算とは

職員それぞれ、週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間 160時間）で除した数です。

(ア) 各職種の勤務体系

職 種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
医 師	正規の勤務時間帯（１０：００～１２：００）
看護師・歯科衛生士	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
生活支援員	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）

(イ) 営業日と営業時間

営業日： 月曜日、火曜日、木曜日、金曜日、土曜日
 （国民の祝日及び冬季休暇の間、施設が定めた日は休業）
 ※休日の際もイベント等により営業する場合があります。
 営業時間：９：１５～１５：１５まで
 ※イベント等により時間が前後する場合があります。

6. サービス提供の内容

(1) 介護給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
訓 練	生活能力の維持向上のための食事や家事等の日常生活能力を向上するための訓練を行います。（日常生活訓練・社会適応訓練等）
介 護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって食事・整容・更衣・排泄等生活全般にわたる援助を行います。
事業所外支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、５日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、同意の上で支援を行います。
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
創作的活動	創作的活動の機会を提供します。 ① 季節行事等の必要品 ② 個々の楽しみや意欲につながる物を適切に取り入れます。
社会的活動と生産活動	自主製品の製作・販売、アルミ缶作業の機会を提供します。 アルミ缶回収や缶つぶし、クッキー・ハーブソルト・和紙染め・フェルト玉や、余暇活動等楽しみや意欲に繋がるものを適切に提供します。 〈還元金の支払〉 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を還元金として、利用者に支払います。
送迎サービス	希望により可能な範囲で行います。
お小遣い	余暇や買い物等個別で使用する為、お小遣いとしてお預かりする場合があります。

(2) 介護給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金 額
食事サービス	希望により食事の提供をします。 時間：昼食 11：45～13：00 栄養と利用者の身体状況や嗜好に配慮し、バラエティーに富んだ手作りの食事を提供します。	1食 517円(税込み) 味見量 275円(税込み)
創作的活動・及び生産活動等	創作的活動及び生産活動を行う上でかかる費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用をいただきます。	実 費
日常生活上必要となる諸経費	利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関わる費用をいただきます。 ① 日用品・保健衛生費 ②個別外出(交通費、食費、入場料等。食費以外の同行介助者人数分) ③一泊旅行(宿泊費、交通費、食費、入場料等。同行介助者人数分の交通費・入場料)	① 一日25円 ② ③ 実費 ※車両を使用する場合は往復50km以内300円。往復50km以上キロ数に応じた費用を交通費として。※高速代・駐車場代は別途実費
社会生活上の便宜の供与等	日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、利用者または家族が行うことが困難な場合、利用者の同意を得て代行します。	必要となる交通費等を実費
その他	・サービス提供記録等の複写代 ・証明書諸書類の発行代 ・その他	コピー代 白黒 20円 カラー 50円
郵便振替手数料	・毎月引き落としを行う際の手数料 ・通所者交通費の振替手数料 ※利用料に関して郵便振替でなく、現金払いも可能です	実費
健康診断	主治医がいる方は「朋」の所定の用紙に検診結果を記入後提出していただきます。	実費
その他	介護給付対象外サービスに相当すると事業所が判断した場合、利用者、家族と協議の上決定します。	

<サービスの概要>

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

7. 利用料金

(1) 介護給付費対象サービス内容の料金

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 介護給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容(2) 介護給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) サービス利用の取り消し料金

利用者がサービス利用の取り消し（キャンセル）する場合は、利用予定日の朝（概ね午前9：30を目処）までに当事業所までお申し出ください。

なお、サービス利用時の朝（概ね午前9：30を目処）までに申出のない場合は、キャンセル料を頂く場合があります。

	キャンセル料発生基準	キャンセル料
① 食事 ②個別外出 ③ 一泊旅行 ④ 送迎費	① 実費分 ②③行き先や利用施設からキャンセル料を求められた場合 ④待ち合わせ場所に到着したが、欠席になった等。	実費

(4) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)(3)の料金は1ヶ月ごとに計算し、所定の郵便局から引き落としをします。

8. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、9：15～15：15です。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

9. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診 療 科： 主 治 医： 所 在 地： 電 話 番 号：
---------------	--

10. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所 ご利用相談窓口	・苦情窓口担当者 妹尾 雅史（支援課長） ・苦情解決責任者 庄司 七重（施設長） ・ご利用時間 9：00～17：30 ・電話番号 045-894-6611 - FAX 045-892-3909 ・担当者が不在の場合は、事務所までお申し出ください。
訪問の家 第三者委員	・大森真由美 ・麦倉泰子 ・榎正晴 第三者委員への連絡先 045-894-4640 （玄関前に第3者委員宛のポストがあります）
横浜市健康福祉局 障害施設サービス課	・所在地：横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎 15階 ・電話番号：045-671-2391
支給決定市区町村窓口	各区福祉保健センター （受給者証に記載されている連絡先）
横浜市福祉調整委員会 事務局（健康福祉局相 談調整課）	・所在地：横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎 15階 ・電話番号：045-671-4045 - FAX：045-681-5457
かながわ福祉サービス 運営適正化委員会	・所在地：横浜市神奈川区反町3丁目17-2 神奈川県社会福祉センター内 ・電話番号：045-311-8861 - FAX：045-312-6302

(2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する 相談窓口	・窓口担当者 庄司 七重 ・ご利用時間 9：00～17：30 ・電話番号 045-894-6611 - FAX 045-892-3909
------------------	---

11. 協力医療機関

(1)

医療機関の名称	朋 診療所		
所在地	神奈川県横浜市栄区桂台中 4-7		
電話番号	045-895-0606		
診療科	神経内科、内科	入院設備	無

上記の他、各専門医に協力依頼しております。

12. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
平時の訓練	・別途に定める、消防計画書に則り、年2回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常通報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 有 ・室内防火栓 無 ・カーテン等は防災性能のある物を使用しています。 ・震災に備えての備蓄（食料・飲料水3日分） （その他、拡声器・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等）
消防計画	消防署への届出日： 令和 2年 1 月 防火管理者： 妹尾雅史
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名：日進火災海上保険 加入保険内容：施設賠償保険

13. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	全館・敷地内禁煙です。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。
宗教活動・政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。